

「ガス事故報告の運用についての制定について」に対する意見公募手続の結果について

令和6年8月27日  
経 済 産 業 省  
産業保安・安全グループ  
ガ ス 安 全 室

「ガス事故報告の運用についての制定について」について、令和6年6月6日から同年7月5日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後ともガス保安行政に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・ 募集期間 : 令和6年6月6日(木)～令和6年7月5日(金)
- ・ 告知方法 : ホームページにおける掲載
- ・ 意見提出方法 : 「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見募集の結果

1件

3. 提出された御意見及びそれに対する回答

次頁のとおり

4. お問い合わせ先

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室

電話番号：03-3501-1511（内線：4932）

○パブリックコメントに寄せられた御意見と経済産業省の考え方

	提出意見	提出意見に関する考え方
1	<p>「法律に基づく命令」（行政手続法第2条第8号イ）以外の命令等に係る意見募集手続に際しては、「根拠法令条項」として行政手続法上の根拠条文も掲げる必要がある。</p> <p>(参考)</p> <p><a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/pdf/ikenkoubo_unyou.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/pdf/ikenkoubo_unyou.pdf</a></p> <p>この意見募集ではこれが掲げられておらず、法定意見募集の要件を満たさない。再度意見募集をやり直すべきだ。</p>	<p>「根拠法令条項」とは、処分基準を定めるにあたり、その処分や定めようとする運用の根拠となる個別法令の条項を指すものと解され、今回は「ガス関係報告規則」の各条項を掲げていれば、行手法39条2項における「当該命令等を定める根拠となる法令の条項」の明示は満たすことができると考えられます。</p>